

権利関係② 請負

○×式確認問題 【問題】

＊ 解答をするときは、必ずどこで判断したかを、下線を引くなどして明確にチェックを入れて、正誤判断をすること。不明なところは？マークを入れておくと後から復習しやすい。

- 1 請負契約において、仕事の完成と報酬の支払いは同時履行の関係にあるが、目的物の引渡しと報酬の支払いは同時履行の関係にない。
- 2 注文者の責めに帰することができない事由によって仕事を完成することができなくなったときは、請負人は、すでにした仕事の結果のうち、注文者が利益を受けるときは、その部分を完成とみなし、注文者が受ける利益の割合に応じて報酬を請求することができる。
- 3 請負契約において、仕事の完成まであれば、請負人はいつでも損害を賠償して、契約を解除することができる。
- 4 注文者は、引き渡された目的物が種類又は品質に関して、契約内容に適合しない場合には、請負人に対して、常に損害賠償を請求することができる。
- 5 住宅の新築工事の請負人の瑕疵担保責任は、住宅の完成のときから10年間とされる。